

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 6 月 25 日農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和 7 年 6 月 27 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	1 者	大和町荏安賀字伝治越 41 番
瀬戸市	3 者	駒前町 585 番ほか 7 筆
春日井市	5 者	南下原町二丁目 12 番 7 ほか 5 筆
犬山市	6 者	五郎丸東一丁目 6 番ほか 30 筆
江南市	1 者	寄木町稲木 138 番
小牧市	7 者	池之内字道木 45 番 1 ほか 92 筆
尾張旭市	3 者	東印場町二反田 194 番ほか 8 筆
豊明市	3 者	杣掛町新道 20 番 1 ほか 9 筆
日進市	14 者	野方町稲荷 19 番ほか 51 筆
北名古屋	1 者	薬師寺草木 64 番
愛知郡東郷町	1 者	大字春木字新池 118 番
丹羽郡大口町	10 者	竹田二丁目 49 番ほか 138 筆
丹羽郡扶桑町	4 者	南山名字仲畑 108 番ほか 23 筆